

第 5728 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 8日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 重量税の還付

**Q**：自動車を廃車にしたら自動車重量税が還付されるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

自動車重量税の廃車還付制度は、自動車リサイクル法の施行と同時にスタートした制度です。この制度では、自動車リサイクル法に基づいて使用済自動車が適正に解体され、解体を事由とする永久抹消登録申請又は解体届出と同時に還付申請が行われた場合に車検残存期間に相当する自動車重量税額が還付されることとなっています。

還付される自動車重量税額は、次の算式で計算した金額です。

還付金額＝納付した自動車重量税額×車検残存期間÷車検有効期間

この場合の「車検残存期間」とは、一定の確定日の翌日から車検証の有効期間の満了日までの期間をいい（1カ月に満たない端数についてはこれを切り捨てた後のものをいいます）、この車検残存期間が1カ月以上ある場合に還付を受けることができます。

還付を受けるには、還付申請書を永久抹消登録申請又は解体届出の手続と同時に運輸支局等に提出します。還付金は、支払われるまでおおむね2ヵ月半程度かかります。

なお、還付申請者は、自動車の最終所有者とされていますので、還付の対象となる自動車の自動車重量税を実際に納付した者か否かは問わないこととされています。

